

先住民族の権利と企業

中京大学 小坂田裕子

はじめに（自己紹介） ILA, The Committee on the Implementation of the Rights of Indigenous Peoples, Alternate

I. 国際法における先住民族の権利

1. 先住民族とは誰か？

(1) 国連宣言における先住民族の定義の欠如（『先住民族と国際法（2017 年発刊予定）』第 2 章「アフリカによる国連宣言への抵抗」）

*1983 年 Cobo による作業上の定義

*1980 年代（85 年起草開始）から 1990 年代前半にかけて、国連宣言草案がアジア及びアフリカにも適用されるのか、が議論される。

*1990 年代後半には、宣言がアジア・アフリカを含め普遍的に適用されることに一般的なコンセンサス。

(2) アフリカ人権委員会（『先住民族と国際法（2017 年発刊予定）』第 5 章「バンジュール憲章における「人民の権利」の適用」）

2001 年専門家作業部会設置、2003 年 ACHPR で報告書採択

2. 国連宣言が保障する権利

（特徴）個人の権利のみならず、集団の権利を保障

（企業との関係で問題となりうる主要な権利）

- ・自決権（第 3 条）→協議、FPIC（強制移住（第 10 条）、有害物質の廃棄処分等（第 29 条 2 項））
- ・文化的伝統と慣習を实践・再活性化する権利（第 11 条）
- ・土地及び資源に対する権利（第 25 条～第 28 条、第 32 条）
- ・知的財産権（第 31 条）

II. ケーススタディー紋別廃棄物処理場建設事件

1. 事件の経緯

元紋別地区を流れるモベツ川の支流である豊岡川の水源地に産業廃棄物最終処分場の建設計画が浮上。モベツ川の河口部で毎年、カムイチェップ・ノミという鮭を迎える伝統儀式をおこなっている北海道アイヌ協会紋別支部の支部長である畠山敏氏は、産廃処分場の建設に反対を表明。

2. 公害防止協定の締結

○2011年3月4日 畠山氏が北海道公害審査会に調停申請書を提出

○2011年11月11日 リテック社代理人の回答

○2012年3月9日 北海道アイヌ協会紋別支部支部長 畠山敏氏と株式会社リテック代表取締役との間に公害防止協定が締結される。

○2012年3月9日 畠山氏あいさつ

おわりに（今後の研究計画）

国際森林認証（FSC、PEFC）について